

港区議会傍聴規則の一部を改正する規則（案）

港区議会傍聴規則（昭和五十八年港区議会規則第二号）の一部を次のように改正する。  
第八条第四号中「飲食」の下に「（水分補給の場合を除く。）」を加える。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

港区議会傍聴規則新旧対照表

改正案	現行
<p>(前略)</p> <p>(傍聴人の守るべき事項)</p> <p>第八条 傍聴人は、傍聴席において静肅を旨とし、次の事項を守らなければならない。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>四 飲食(水分補給の場合を除く。)又は喫煙をしないこと。</p> <p>五 七 (略)</p> <p>(後略)</p> <p>付則</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p>	<p>(前略)</p> <p>(傍聴人の守るべき事項)</p> <p>第八条 傍聴人は、傍聴席において静肅を旨とし、次の事項を守らなければならない。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>四 飲食又は喫煙をしないこと。</p> <p>五 七 (略)</p> <p>(後略)</p>